

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年9月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p>	
<p><u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00074。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>貿易代金貸付保険の対象となる貸付契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 <u>約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貿易代金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「代金貸付」という。）のための契約の締結日以降、貿易代金貸付金債権等の取得又は保証債務を負担する日の前日までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第1-2による貿易代金貸付（保証債務）保険申込書に代金貸付を証する書類（保証債務の負担の場合にあつては、保証契約を含む。）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の代金貸付が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</u></p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、<u>初回貸出の実行日の前日までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</u></p>	
<p>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014）第4条の2第2項に基づく申請は、別紙様式1-3による貿易代金貸付保険保険金額に関する申請書を提出することにより行うものとする。同一の案件に貸付者<u>又は保証債務の負担者</u>（以下「貸付者等」という。）が複数ある場合にあつては、すべての貸付者等が当該申請を行うものとする。</p>	<p>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014）第4条の2第2項に基づく申請は、別紙様式1-2による貿易代金貸付保険保険金額に関する申請書を提出することにより行うものとする。同一の案件に貸付者が複数ある場合にあつては、すべての貸付者が当該申請を行うものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>3 <u>約款（貸付金債権等）第21条の2</u>又は<u>約款（保証債務）第20条の2</u>に基づく誓約は、第1項の申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1 - <u>4</u>、輸出者等が別紙様式第1 - <u>5</u>、または日本貿易保険がこれらに準ずると認められた様式による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	<p>3 <u>約款第21条の2</u>に基づく誓約は、第1項の申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1 - <u>3</u>、輸出者等が別紙様式第1 - <u>4</u>、または日本貿易保険がこれらに準ずると認められた様式による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	
<p>（重大な内容変更等の通知） 第3条 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第20条第1項</u>又は<u>約款（保証債務）第19条第1項</u>の規定に基づき重大な内容変更等（別表2に掲げる「重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に、当該変更を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>（貸付契約の重大な内容変更等の通知） 第3条 被保険者は、<u>約款第20条第1項</u>の規定に基づき<u>貸付契約に重大な内容変更等</u>（別表2に掲げる「<u>貸付契約の重大な内容変更等</u>」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に、当該変更を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>2 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第20条第6項</u>又は<u>約款（保証債務）第19条第6項</u>の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>2 被保険者は、<u>約款第20条第6項</u>の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>第4条 （略）</p>	<p>第4条 （略）</p>	
<p>（他の保険契約の通知） 第5条 保険契約者又は被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第10条</u>又は<u>約款（保証債務）第10条</u>の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、本店に通知するものとする。</p>	<p>（他の保険契約の通知） 第5条 保険契約者又は被保険者は、<u>約款第10条</u>の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、本店に通知するものとする。</p>	
<p>第6条 （略）</p>	<p>第6条 （略）</p>	
<p>（償還金額及び償還期確定の通知） 第7条 保険契約者又は被保険者は、<u>代金貸付</u>の全部について償還期限が確定したときは、<u>約款（貸付金債権等）第12条</u>又は<u>約款（保証債務）第12条</u>の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書を本店に提出するものとする。この場合において、一の<u>代金貸付</u>が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた<u>代金貸付</u>については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。</p>	<p>（償還金額及び償還期確定の通知） 第7条 保険契約者又は被保険者は、<u>貸付金</u>の全部について償還期限が確定したときは、<u>約款第12条</u>の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書を本店に提出するものとする。この場合において、一の<u>貸付契約</u>で<u>貸付金</u>が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた<u>貸付契約</u>については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(保険の目的等の譲渡等に係る承認申請)</p> <p>第8条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第34条の規定に基づき</u>保険の目的若しくは<u>保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款(保証債務)第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第4-1による貿易代金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第8条 被保険者は、<u>約款第34条の規定に基づき</u>保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第4-1による貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>2 <u>被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を得たときは、保険の目的の譲渡、保証債務の移転又は保険金請求権の譲渡の日から1月以内に別紙様式第4-2による貿易代金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	<p>2 前項に基づき、<u>保険の目的又は保険金請求権の譲渡について</u>日本貿易保険の承認を得たときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第4-2による貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第9条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第36条の規定に基づき</u>保険の目的又は保険金請求権について<u>質権若しくは譲渡担保を設定するとき又は約款(保証債務)第34条の規定に基づき借入金等に係る債権若しくは保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第5-1による貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第9条 被保険者は、<u>約款第36条の規定に基づき</u>保険の目的又は保険金請求権について<u>質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第5-1による貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託に係る承認申請)</p> <p>第10条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第37条第1項の規定に基づき、</u>保険の目的又は保険金請求権の債権流動化を目的とした信託(自己信託を含む)について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、信託前に別紙様式第6-1による貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託に係る承認申請)</p> <p>第10条 被保険者は、<u>約款第37条第1項の規定に基づき、</u>保険の目的又は保険金請求権の債権流動化を目的とした信託(自己信託を含む)について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、信託前に別紙様式第6-1による貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>第11条～第12条 (略)</p>	<p>第11条～第12条 (略)</p>	
<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請)</p> <p>第13条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第37条第3項の規定に</u></p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請)</p> <p>第13条 被保険者は、<u>約款第37条第3項の規定に基づき、</u>信託等の</p>	

新	旧	備考
<p>基づき、信託等の内容を規定する書類（信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む）の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第6 - 6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書に、内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。<u>ただし</u>、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。</p>	<p>内容を規定する書類（信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む）の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第6 - 6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書に、内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。<u>但し</u>、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。</p>	
<p>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知） 第14条 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条</u>の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第7による貿易代金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知） 第14条 被保険者は、<u>約款第14条</u>の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第7による貿易代金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>（損失発生の通知） 第15条 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第15条第1項又は約款（保証債務）第14条第1項</u>の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険損失発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（損失発生の通知） 第15条 被保険者は、<u>約款第15条</u>の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険損失発生通知書又（以下「損失発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が<u>求めた</u>場合には、別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書に必要事項を記載し提出するものとする。</p>	<p>2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が<u>要求する</u>場合には、別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書に必要事項を記載し提出するものとする。</p>	
<p>（危険発生の通知） 第16条 被保険者は、<u>約款（貸付金債権等）第15条第2項又は約款（保証債務）第14条第2項</u>の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険危険発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（危険発生の通知） 第16条 被保険者は、<u>約款第15条</u>の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険危険発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求） 第17条 <u>約款（貸付金債権等）第16条又は約款（保証債務）第15条</u>の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用</p>	<p>（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求） 第17条 <u>約款第16条</u>の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様</p>	

新	旧	備考
<p>の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第10による貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>式第10による貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(入金のお知らせ) 第18条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、<u>約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)</u>に、別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(入金のお知らせ) 第18条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、<u>約款第17条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)</u>に、別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>	
<p>(保険金受取人の指定等の通知) 第20条 1 (略)</p>	<p>(保険金受取人の指定等の通知) 第20条 1 (略)</p>	
<p>2 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第24条第2項又は約款(保証債務)第23条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第12による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付(貸付金債権等)保険証券又は貿易代金貸付(保証債務)保険証券(変更承認証を含む。以下「保険証券」という。)を添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	<p>2 被保険者は、<u>約款第24条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第12による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付保険証券(変更承認証を含む。以下「保険証券」という。)を添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、<u>以下「保険金請求人」という。)</u>は、<u>約款(貸付金債権等)第25条第2項ただし書又は約款(保証債務)第24条第2項ただし書</u>の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、<u>約款第25条第2項ただし書</u>の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
2 前項の場合において日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。	2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。	
<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 22 条 <u>保険金請求人は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 1 項又は約款（保証債務）第 24 条第 1 項の規定に基づき別紙様式第 14 による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、③、④、⑤、⑥(ロ)、⑦、⑨及び⑩の書類の提出を要しない。</u></p>	<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 22 条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 25 条の規定に基づき別紙様式第 14 による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、③、④、⑤、⑥(ロ)、⑦、⑨及び⑩の書類の提出を要しない。</u></p>	
<p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</p> <p>(i) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) <u>約款（貸付金債権等）の場合は貿易代金貸付の相手方、約款（保証債務）の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「代金貸付の相手方等」という。）との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る代金貸付以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u></p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> <p>(iii) <u>代金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況</u></p> <p>(iv) <u>代金貸付の履行に関し、代金貸付の相手方等が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p>(v)～(vi) (略)</p>	<p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</p> <p>(i) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) <u>貸付契約の相手方との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u></p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> <p>(iii) <u>貸付契約の相手方、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況</u></p> <p>(iv) <u>貸付契約の履行に関し、貸付契約の相手方が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p>(v)～(vi) (略)</p>	
②～⑫ (略)	②～⑫ (略)	
2 一の <u>代金貸付</u> について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に 請求するものとする。	2 一の <u>貸付契約</u> について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に 請求するものとする。	

新	旧	備考
3 (略)	3 (略)	
第23条 (略)	第23条 (略)	
<p>(償還期限前の請求)</p> <p>第24条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)</u>第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第17による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に<u>約款(貸付金債権等)</u>第3条に規定する事由の発生により償還期限までに<u>貸付金等</u>を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(償還期限前の請求)</p> <p>第24条 被保険者は、<u>約款</u>第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第17による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に<u>約款</u>第3条に規定する事由の発生により償還期限までに<u>代金等</u>を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第25条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)</u>第31条第1項ただし書き又は<u>約款(保証債務)</u>第29条第1項ただし書きに規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、<u>代金貸付の相手方等</u>が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	<p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第25条 被保険者は、<u>約款</u>第31条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、<u>貸付契約の相手方</u>が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	
<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第26条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)</u>第31条第2項又は<u>約款(保証債務)</u>第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第19による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第26条 被保険者は、<u>約款</u>第31条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第19による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p>	
2 <u>償還期限又は求償権の取得の日</u> から2年を経過した場合には、当	2 償還期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最	

新	旧	備考
<p>該2年を経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。</p>	<p>初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。</p>	
3 (略)	3 (略)	
<p>4 前3項の場合において、<u>代金貸付の相手方等</u>が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	<p>4 前3項の場合において、<u>貸付契約の相手方</u>が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	
<p>(回収金の納付) 第27条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第31条第7項又は約款(保証債務)第29条第7項</u>の規定に基づき、<u>保険金の支払い請求後に回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</u></p>	<p>(回収金の納付) 第27条 被保険者は、<u>約款第31条第7項</u>の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
2 (略)	2 (略)	
<p>(回収に要した費用の請求) 第28条 <u>約款(貸付金債権等)第31条第6項又は約款(保証債務)第29条第6項</u>の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21による貿易代金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収に要した費用の請求) 第28条 <u>約款第31条第6項</u>の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21による貿易代金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(権利行使等の委任) 第29条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第31条第4項若しくは第32条第3項又は約款(保証債務)第29条第4項若しくは第30条第3項</u>の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第22-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任) 第29条 被保険者は、<u>約款第31条第4項又は第32条第3項</u>の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第22-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
2 (略)	2 (略)	

新	旧	備考
第 30 条 (略)	第 30 条 (略)	
<p>(その他の通知)</p> <p>第31条 被保険者は、<u>約款(貸付金債権等)第21条第1項又は約款(保証債務)第20条第1項</u>の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより通知できるものとする。</p>	<p>(その他の通知)</p> <p>第31条 被保険者は、<u>約款第21条第1項</u>の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより通知できるものとする。</p>	
<p>2 <u>約款(貸付金債権等)第21条第1項若しくは第2項又は約款(保証債務)第20条第1項若しくは第2項</u>の通知又は提出に関しては、<u>貸付契約等</u>について被保険者と協調して貸付又は保証債務の負担を行う者が存在する場合であって、<u>約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)</u>に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該<u>貸付契約等</u>に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該<u>貸付契約等</u>に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。</p>	<p>2 <u>約款第21条第1項及び第2項</u>の通知又は提出に関しては、<u>貸付契約</u>について被保険者と協調して貸付を行う者が存在する場合であつて、<u>約款</u>に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該<u>貸付契約</u>に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該<u>貸付契約</u>に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。</p>	
第 32 条～第 33 条 (略)	第 32 条～第 33 条 (略)	
<p><u>附 則</u> この改正は、<u>平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p>附 則 (略)</p>	

新			旧			備考
別表 1			別表 1			
提出先は、本店とする。			提出先は、 <u>保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。</u>			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	貿易代金貸付(<u>貸付金債権等</u>)保険申込書	1 (1)	1 - 1	貿易代金貸付保険申込書	1 (1)	
<u>1 - 2</u>	<u>貿易代金貸付(保証債務)保険申込書</u>	<u>1 (1)</u>				
1 - <u>3</u>	貿易代金貸付保険保険金額に関する申請書	1	1 - <u>2</u>	貿易代金貸付保険保険金額に関する申請書	1	
1 - <u>4</u>	不正競争防止法に係る誓約書 (保険契約者及び被保険者用)	1	1 - <u>3</u>	不正競争防止法に係る誓約書 (保険契約者及び被保険者用)	1	
1 - <u>5</u>	不正競争防止法に係る誓約書 (輸出者等用)	1	1 - <u>4</u>	不正競争防止法に係る誓約書 (輸出者等用)	1	
2 ~ 23	(略)	(略)	2 ~ 23	(略)	(略)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：(略)			注：(略)			

新	旧	備考
<p>別表 2</p> <p>重大な内容変更等</p> <p>① <u>代金貸付の相手方等</u>又は保証人の変更</p> <p>② <u>代金貸付の相手方等が所在する国</u>又は保証人が所在する国の変更</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子(本号においては元本に限る。以下単に「<u>貸付金等</u>」という。)の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の5%以上の増額</p> <p>⑤ <u>代金貸付の資金用途</u>の変更</p> <p>⑥ <u>代金貸付の貸出実行期間</u>の延長</p> <p>⑦ <u>代金貸付の償還期日</u>又は利払期日の延長</p> <p>⑧ <u>代金貸付の償還方法</u>又は利払方法(金利計算方法の変更を含む。)の変更</p> <p>⑨ <u>貸付契約等の実行条件、表明及び保証</u>(Representations and Warranties)、誓約(Covenants)又は債務不履行事由(Events of Default)を規定する条項の変更(ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。)</p> <p>⑩ <u>貸付契約等の変更</u>(Amendments)に関する条項又は被保険者の権利放棄(Waivers)を規定する条項の変更</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>貸付契約等に係る支払保証契約</u>の変更</p> <p>⑬ <u>貸付契約等の相手方の債務不履行</u>(Events of Default)に伴い被保険者に生じる権利(Remedial Actions等)の行使又は放棄</p> <p>⑭ <u>貸付契約等の相手方の申請</u>に対する被保険者の承認行為(前各号に該当するものを除く。)</p> <p>⑮ <u>保証債務に係る保証契約内容</u>の変更</p> <p>⑯ その他特約に規定する事項</p>	<p>別表 2</p> <p><u>貸付契約の重大な内容変更等</u></p> <p>① <u>貸付契約の相手方</u>又は<u>貸付契約に係る保証人</u>の変更</p> <p>② <u>借入国</u>又は保証人が所在する国の変更</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 当初又は内容変更承認後の貸付金(元本に限る。)の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金の額の5%以上の増額</p> <p>⑤ <u>貸付金の資金用途</u>の変更</p> <p>⑥ 貸出実行期間の延長</p> <p>⑦ 償還期日又は利払期日の延長</p> <p>⑧ 償還方法又は利払方法(金利計算方法の変更を含む。)の変更</p> <p>⑨ <u>貸付実行条件、表明及び保証</u>(Representations and Warranties)、誓約(Covenants)又は債務不履行事由(Events of Default)を規定する条項の変更(ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。)</p> <p>⑩ <u>貸付契約の変更</u>(Amendments)に関する条項又は被保険者の権利放棄(Waivers)を規定する条項の変更</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>貸付契約に係る支払保証契約</u>の変更</p> <p>⑬ <u>貸付契約の相手方の債務不履行</u>(Events of Default)に伴い被保険者に生じる権利(Remedial Actions等)の行使又は放棄</p> <p>⑭ <u>貸付契約の相手方の申請</u>に対する被保険者の承認行為(前各号に該当するものを除く。)</p> <p>⑮ その他特約に規定する事項</p>	

新	旧	備考
<p>注：次に掲げる案件にあつては、⑨⑩⑪⑬及び⑭は重大な内容変更等に該当しない。</p> <p>平成17年3月31日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件 <u>約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件</u></p>	<p>注：次に掲げる案件にあつては、⑨⑩⑪⑬及び⑭は重大な内容変更等に該当しない。</p> <p>平成17年3月31日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件</p>	

新	旧	備考
<p>別表 3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <p>① <u>代金貸付の相手方等の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき貸付金等の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（約款（貸付金債権等）第 20 条第 1 項又は約款（保証債務）第 19 条第 1 項に該当する場合を除く。）</u></p> <p>② <u>代金貸付の相手方等についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>代金貸付に係るプロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題</u></p> <p>⑤ （略）</p>	<p>別表 3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <p>① <u>貸付契約の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき貸付金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（約款第 20 条第 1 項に該当する場合を除く。）</u></p> <p>② <u>貸付契約の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>貸付契約に係るプロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題</u></p> <p>⑤ （略）</p>	
<p>別表 4</p> <p>その他の通知</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>代金貸付の相手方等の設立根拠法、定款又は事業内容の変更</u></p> <p>③ <u>被保険者の意思によらない重大な内容変更等（別表 3 ①に該当する場合を除く。）</u></p> <p>④ <u>代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される表明及び保証（Representations and Warranties）に係る規定の違反</u></p> <p>⑤ <u>代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される誓約（Covenants）に係る規定の違反</u></p> <p>⑥ <u>貸付契約等に規定される債務不履行事由（Events of Default）</u></p> <p>⑦ <u>代金貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化</u></p> <p>⑧ （略）</p>	<p>別表 4</p> <p>その他の通知</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>貸付契約の相手方の設立根拠法、定款又は事業内容の変更</u></p> <p>③ <u>被保険者の意思によらない貸付契約の変更等（別表 3 ①に該当する場合を除く。）</u></p> <p>④ <u>貸付契約の相手方による貸付契約に規定される表明及び保証（Representations and Warranties）に係る規定の違反</u></p> <p>⑤ <u>貸付契約の相手方による貸付契約に規定される誓約（Covenants）に係る規定の違反</u></p> <p>⑥ <u>貸付契約に規定される債務不履行事由（Events of Default）</u></p> <p>⑦ （略）</p>	

新	旧	備考
<p>注：<u>次に掲げる案件にあつては、次に掲げる事由をその他の通知の対象とする。</u> <u>約款（貸付金債権等）に基づき保険契約を締結し、信用危険をてん補しない案件：③及び⑦</u> <u>約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件：⑦</u></p>	<p>注：<u>信用危険をてん補しない案件にあつては③及び⑦をその他の通知の対象とする。</u></p>	